

# 標準報酬月額等級表の下限が変更になります！

令和4年10月から健康保険・厚生年金保険に合わせた等級表に改定されました

## 変更点

- ・短期給付に係る標準報酬の等級および月額が、健康保険に係る標準報酬の等級および月額と同じになり、最低等級に4等級（58,000円～88,000円）が追加されました。
- ・退職等年金給付に係る標準報酬の等級および月額が、厚生年金給付に係る標準報酬の等級および月額と同じになり、最低等級88,000円が追加されました。

## 等級変更例

変更後の等級表は  
こちら



区分		〈令和4年9月まで〉		〈令和4年10月から〉	
		等級	月額	等級	月額
短期	短期給付	第18級	300,000円	第22級	300,000円
長期	厚生年金	第19級	300,000円	第19級	300,000円
	退職等年金	第18級	300,000円	第19級	300,000円

お問い合わせ先

医療健康課 TEL 029-301-1413

## 本年10月から 退職等年金給付の算定に用いる率が変わります



公務員独自の給付である退職等年金給付は、厚生年金とは独立した制度であり、労使折半で積み立てた原資に基準利率や年金現価率を用いて算定します。

本年10月からのこれらの率について、地方公務員共済組合連合会のホームページに関連情報が掲載されていますのでご覧ください。

<https://www.chikyoren.or.jp/>  
(地方公務員共済組合連合会)  
トップページの  
「年金関連情報」⇒「年金財政関係」から  
ご覧いただけます。



地方公務員共済組合連合会

検索

## 共済貯金払戻等のご案内

月	払戻締切日	払戻送金日
10月	3日・20日	12日・28日
11月	4日・17日	14日・28日
12月	2日・16日	12日・26日
1月	5日・20日	16日・30日

12月は、臨時積立ができます。  
任意継続組合員の方で臨時積立を希望する場合は退職された所属所の共済事務担当課まで早めに申し出てください。お振込みは所属所から一括となります。

### ご注意

**払戻しをする場合**  
「貯金払戻請求書」を、共済事務担当課をとおして提出してください。任意継続組合員の方は、当組合福利厚生課へ直接提出してください。当月分の積立金は、翌月以降にならないと払戻しはできませんのでご注意ください。

### 振込先口座を変更する場合

払戻締切日の7日前（休日、祝日を除く）までに「共済組合員申告書」により手続きしてください。

### 払戻締切日について

左表の払戻締切日は、貯金払戻請求書の当組合への必着日です。詳しくは、共済事務担当課にお問い合わせください。

## 組合の現況 (令和4年8月末現在)

組合員数	男	17,198人
	女	8,737人
	計	25,935人

任意継続組合員数 373人

被扶養者数 21,787人

## 共済組合ホームページ

<https://www.iba-kyo.com/>

■コンテンツを見るためのパスワード  
ユーザー名 [kyosai1411](#) パスワード [iba-kyo](#)

■ライブプランステーション  
ログインID [ibakyo](#) パスワード [iba-kyo](#)